

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程

平成 15 年 8 月 25 日  
訓 令 甲 第 1 号

改正 平成 18 年 1 月 25 日 訓令甲第 3 号  
平成 24 年 3 月 30 日 訓令甲第 5 号

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 セキュリティを確保するための体制（第 2 条～第 6 条）

第 3 章 運用（第 7 条～第 15 条）

#### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティを確保し、適正かつ確実に運用することを目的とする。

#### 第 2 章 セキュリティを確保するための体制

（セキュリティ総括責任者）

**第 2 条** 住基ネットのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ総括責任者を置く。

2 セキュリティ総括責任者は、事務局長をもって充てる。

（システム管理者）

**第 3 条** 住基ネットの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。

2 システム管理者は、総務課長をもって充てる。

（セキュリティ責任者）

**第 4 条** 住基ネットを利用するうえでセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置く。

2 セキュリティ責任者は、総務課長をもって充てる。

（セキュリティ会議）

**第 5 条** セキュリティ総括責任者は、セキュリティ会議を招集するとともに、議長を務める。

2 セキュリティ会議は、セキュリティ総括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。

(1) システム管理者

(2) セキュリティ責任者

(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合同規約（昭和 45 年福井県指令第 371 号）第 2 条に規定する市町（福井市を除く。以下「関係市町」という。）の住基ネットのセキュリティ責任者

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 住基ネットのセキュリティ対策の策定及び見直し

(2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認

(3) 緊急時の対応手順書の策定及び見直し

(4) 監査の実施

(5) 教育・研修の実施

4 議長は、前項のうち重要と認められる事項を審議するときは、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システム管理運営審議会の意見を聴くものとする。

5 議長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 セキュリティ会議の庶務は、総務課において処理する。

(関係部署に対する指示等)

**第6条** セキュリティ総括責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、関係部署の長に対し指示することができる。

### 第3章 運用

(情報資産管理)

**第7条** 住基ネットの情報資産(本組合の住基ネットに係る全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。以下同じ。)について、管理責任者を置く。

2 前項の情報資産のうち、本人確認情報及び住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の管理責任者(以下「本人確認情報管理責任者」という。)及びこれら以外の情報資産の管理責任者(以下「情報資産管理責任者」という。)は、総務課長をもって充てる。

(本人確認情報管理責任者)

**第8条** 本人確認情報管理責任者は、本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するものとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のための必要な措置を講じなければならない。

2 本人確認情報管理責任者は、住基カードの管理方法を定めるものとする。

(情報資産管理責任者)

**第9条** 情報資産管理責任者は、当該情報資産の管理方法(操作者の指定を含む。)を定めるものとする。

2 情報資産管理責任者は、関係市町の住民担当課長と協議して、住基ネットの運用計画を定めるものとする。

(アクセス管理を行う機器)

**第10条** 本組合に設置してある住基ネットの構成機器について、アクセス管理を行う。

2 前項のアクセス管理は、操作者識別カード、ログインID及びパスワードにより操作者の不当な権限を確認すること並びに操作履歴を記録することにより行うものとする。

(アクセス管理責任者)

**第11条** 前条のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置く。

2 アクセス管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(操作者識別カード)

**第12条** アクセス管理責任者は、操作者識別カード、ログインID及びパスワードに関し、次に掲げる事項を実施する。

(1) 操作者識別カード、ログインID及びパスワードの管理方法を定めること。

(2) 操作者識別カードごとの操作者について、関係市町のセキュリティ責任者と協議して定めること。

(操作者の責務)

**第13条** 操作者は、操作者識別カード、ログインID及びパスワードの管理方法を遵守しなければならない。

(操作履歴の記録)

**第14条** アクセス管理責任者は、操作履歴について、5年前までさかのぼって解析できるよう、保管するものとする。

(オペレーティングシステムの管理)

**第15条** アクセス管理責任者は、第10条のアクセス管理を実施するほか、住基ネットに係る構成機器のオペレーティングシステムについて、必要なセキュリティ対策を実施する。

#### 附 則

この規程は、平成15年8月25日から施行する。

附 則 (平成18年1月25日訓令甲第3号)

この規程は、平成18年2月13日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令甲第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。